大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和４年４月21日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

東大阪市西岩田二丁目15番ほか

ニトリモール東大阪

２　法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定による公告をした日

令和３年12月３日（令和３年大阪府告示第1699号）

３　東大阪市の意見の概要

(1)　駐輪場の位置及び店舗入り口への動線について、来店客に周知し、安全に通行できるよう配慮すること。

　(2)　駐車場の収容台数を上回る場合は適切に対応するとともに、路上駐車の防止に努めること。

　(3)　店舗から発生する騒音について、当該区域における規制基準を遵守し、周辺の生活環境に影響のないよう努めるとともに、作業時間等が

変更される場合は、東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく変更の許可等、必要な手続を行うこと。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和４年４月21日から同年５月23日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課